

# 農業生産工程管理（GAP） の普及・拡大に向けて

---

平成29年6月

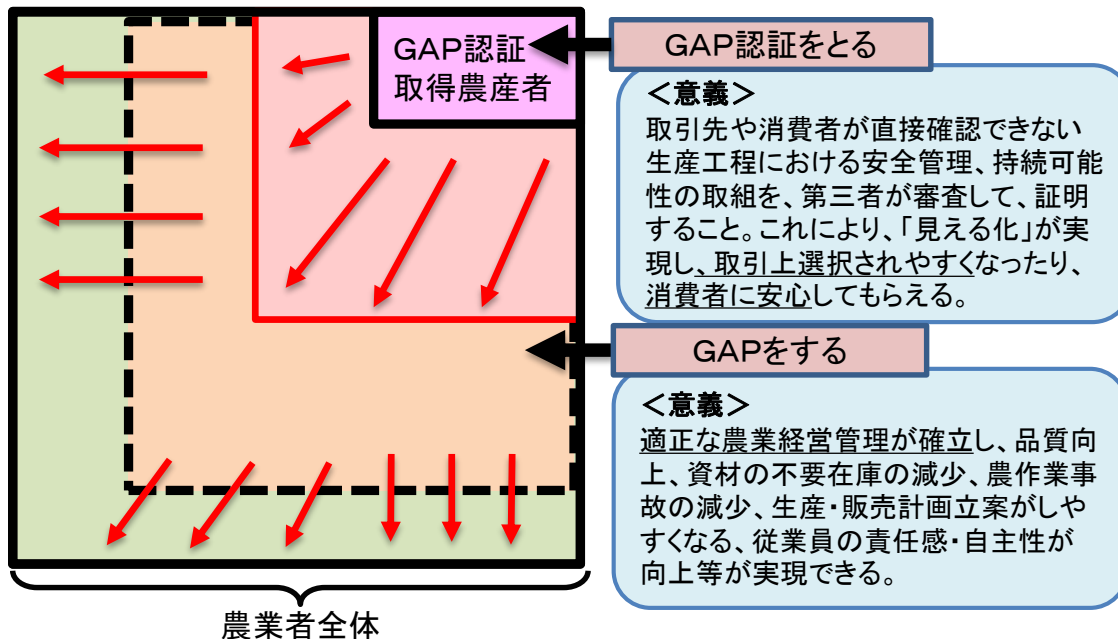
農林水産省  
生産局 農業環境対策課

# 1. GAPとは何か

|              |   |
|--------------|---|
| 「GAP」とは      | 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の <u>持続可能性を確保</u> するための、関連する <u>生産工程管理の取組</u> 。 |
| 「GAPをする」とは   | 農業者がGAP(活動又は取組)を <u>自ら実施</u> すること。<br>認証を取得しているかどうかは関係ない。             |
| 「GAP認証」とは    | 第三者機関の <u>審査</u> により、GAPが正しく実施されていることが <u>確認された証明</u> 。               |
| 「GAP認証をとる」とは | GAP <u>認証を受けること</u> 。<br>これにより、GAPを実施していることが客観的に証明される。                |

➡ 「GAP」は実施する(する)もの、「GAP認証」は取得する(とる)もの

GAPを「する」と「認証をとる」



## 2. GAP実施の意義

○ GAPの実施は、生産管理の向上、効率性の向上、生産者自身や従業員の経営意識の向上につながるといった効果があり、農業人材の育成、我が国農業の競争力強化にも有効。

### 取組の例

#### < 食品安全 >



包装資材のそばに灯油  
など汚染の原因となる  
ものを置かない



堆肥置き場や調製  
施設では、専用の  
履物を準備する

#### < 環境保全 >



廃棄物を農場に  
放置しない



農薬空容器は  
分別して処分

#### < 労働安全 >



危険な作業はスイッチ  
を止めてから行う  
(巻き込まれ防止)



危険箇所の  
掲示をする

#### < 人権保護 >

家族経営協定の締結、  
技能実習生の作業条件遵守 など

#### < 農場経営管理 >

責任者の配置、  
教育訓練の実施、内部点検の実施 など

#### < その他 >

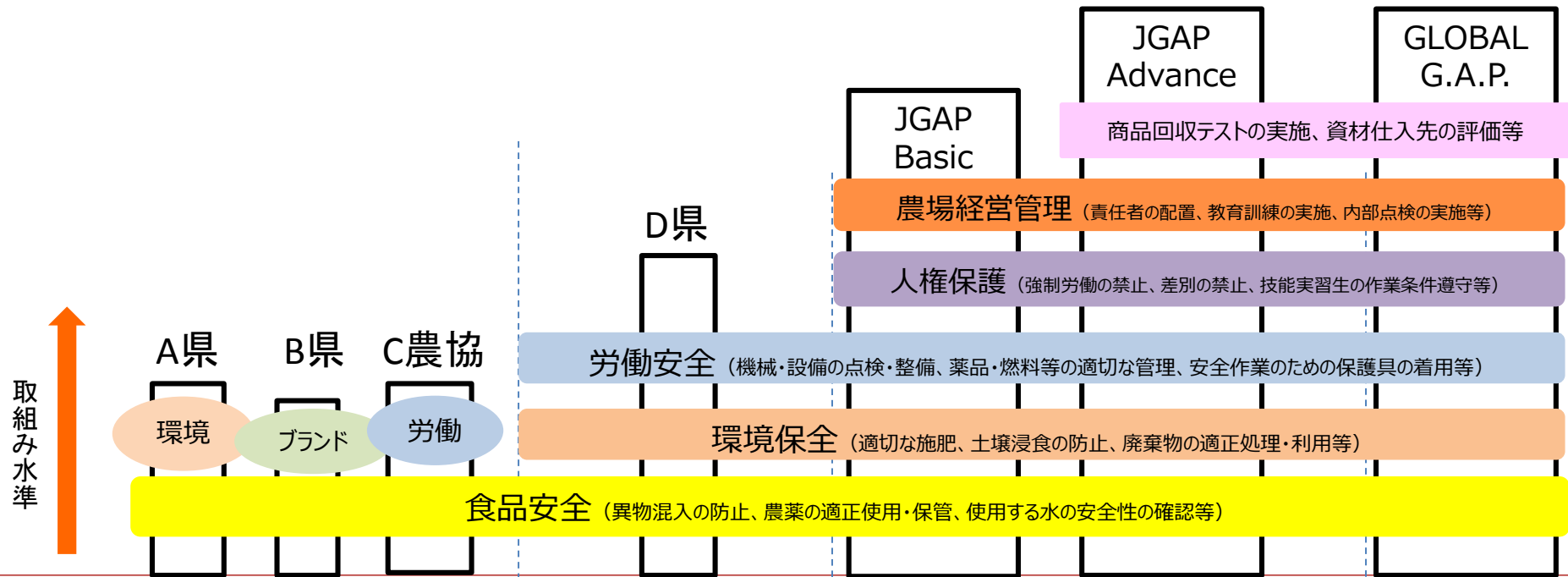
商品回収テストの実施、  
資材仕入先の評価 など

### GAP実施による経営改善効果



「改善した」と回答した者の割合

### 3. さまざまなGAPの現状①(各GAPの構成、特徴)



|            | 「GAPをする」    |                                 | 「GAP認証をとる」           |               |
|------------|-------------|---------------------------------|----------------------|---------------|
|            | 自治体、JA等のGAP | 農水省がトライン準拠GAP + 都道府県確認 (オリパラ対応) | JGAP                 | GLOBAL G.A.P. |
| 認証の仕組み     | ×           | △ (ISO準拠でない)                    | ○                    | ○             |
| オリパラ調達基準   | ×           | ○                               | ○                    | ○             |
| GFSI承認     | ×           | ×                               | △ (申請予定)             | ○ (青果物)       |
| 国内販売先の取得要請 | ×           | ×                               | △ (一部大手小売り)          | △ (一部大手小売り)   |
| 海外マーケットの現状 | ×           | ×                               | △ (台湾、香港、東南アジアへ普及推進) | ○ (特に欧州で普及)   |

### 3. さまざまなGAPの現状②(取り組む内容)

○ 各GAPとも、食品安全に関する内容が最も多い。ただし、項目のくり方はGAPによって異なり、項目数の比較だけでは、実施に当たっての負担(大変さ)の軽重は一概には言えない。

#### 食品安全に関する農薬管理の例

| GLOBALG.A.P.                   | JGAP   | 農水省ガイドライン  |
|--------------------------------|--|--|
| 13項目                           | 3項目  | 1項目  |
| 安全な場所で購入時の容器のまま農薬を保管           | 農薬保管庫の管理(施錠、区分管理、通気性、明るさ、温度管理)   | 農薬等の適切な管理<br>(盗難・紛失防止対策、飛散漏れ、しみ出し防止対策、毒劇物の容器、貯蔵場所の表示、容器の移し替えの禁止、冷涼乾燥した場所、部外者が立ち入らない場所での保管) |
| 堅固場所での保管                       |  |  |
| 適切な温度条件下で保管                    |  |  |
| 換気の良い場所で保管                     |  |  |
| 十分な明るさのある場所で保管                 |  |  |
| 保管施設では流出した農薬を貯留しておくことができる      |  |  |
| 鍵の扱いと保管施設への出入りを正式な教育を受けた作業者に限定 |  |  |
| 保管施設内で他の目的に使用するものを分けて保管している    | 誤使用防止対策(容器の移し替え禁止、失効農薬、有効期限経過農薬の区分管理)  |  |
| 農薬の空き容器は再利用しない                 |  |  |
| 他の資材と離れた場所で保管                  | 農薬混入・汚染防止(転倒落下防止対策、棚が農薬を吸収しない対策、こぼれた農薬を処理するための道具、農薬が他の資材に付着しないように保管、危険物の適正な保管) |  |
| 保管棚は全て吸収性のない素材で作られているか         |  |  |
| 流出に対応するための道具がある                |  |  |
| 棚の中で粉剤は液剤より上段に保管               |  |  |

### 3. さまざまなGAPの現状③(認証の仕組み、普及指導体制)

- 各GAP認証の仕組みには、取り組むべき内容、指導員の数、審査員の数、費用、普及機会等に違いがある。
- GAP認証取得に当たっては、取得目的とGAPの内容、必要な手続きと負担、生産現場で満たすべき条件などを、生産現場にていねいに説明し、理解を得て進めることが重要。

|     | GLOBALG.A.P.       | JGAP   |
|-----|--------------------|--|
| 手続き | ISOの制度に準拠した認証機関が審査 | ISOの制度に準拠した認証機関が審査   |
| 指導員 | 資格を定めていない          | 上級指導員 32名<br>指導員 3,798名  |
| 審査員 | 審査員 10名<br>(日本国内)  | 上級審査員 15名<br>審査員 29名<br>審査員補 86名   |
| 普及  | コンサルタント会社等により研修会開催 | (日本GAP協会主催)<br>指導員基礎研修24回/年<br>産地リーダー研修9回/年<br>ほか コンサルタント会社により研修会開催 約30回/年 |

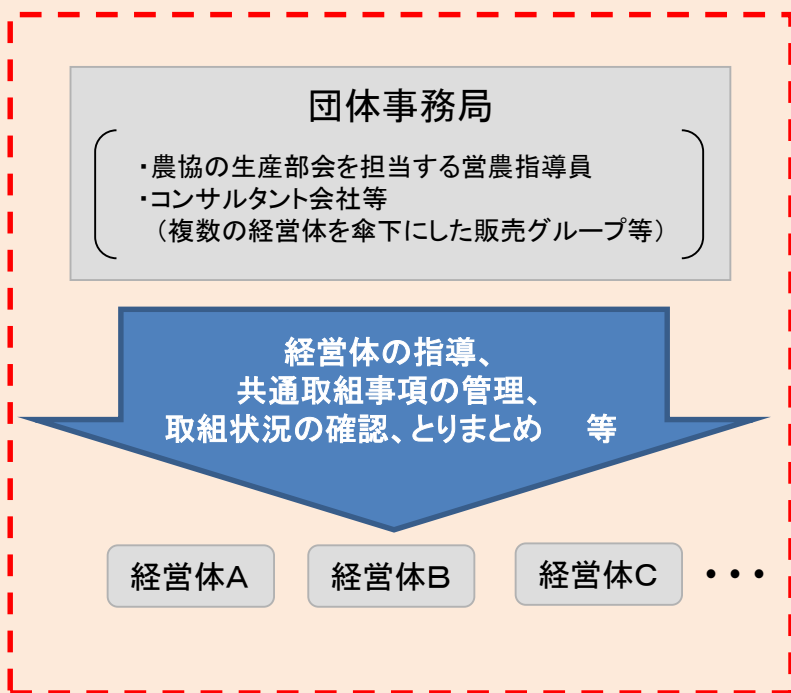
## 4. GAP認証取得費用の内訳(個別認証の場合)

|             | GLOBALG.A.P.  | JGAP  |
|-------------|---|---|
| 申請手続        | 申請者が英語の申請書類を審査会社に提出<br>(但し審査会社は申請書類が日本語であっても無料サービスで英訳を作成している、と説明)   | 申請者が日本語の申請書類を審査会社に提出  |
| 審査会社        | 3社(東京2、神奈川1) ※いずれも外資系日本法人<br>(日本人審査員がいない会社が他に2社あり)  | 4社(北海道1、東京2、神奈川1)<br>(審査会社によっては地方に審査員を配置)   |
| 審査料<br>・登録料 | 25～55万円程度＋審査員旅費<br>(内訳)<br>①運営会社への登録料 ※面積に応じて増減<br>日本の一般的な規模の場合:5～30ユーロ程度<br>②審査経費<br>※ 審査会社は社内の国際的な連絡調整に要する経費を含む、と説明                                     | 10万円程度＋審査員旅費<br>(内訳)<br>①運営会社への登録料 ※面積によらず一律<br>(個別認証)5,000円<br>(団体認証)2,000円／経営体<br>②審査経費   |
| 審査員の要件      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学歴(大学の農学部卒等)</li> <li>・審査員講座(英語)の合格</li> <li>・HACCPや食品衛生、農薬、肥料等の研修受講</li> <li>・農業または農業関連産業における実務経験3年 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学歴(大学の農学部卒等)</li> <li>・審査員講座の合格</li> <li>・HACCPや食品衛生等の研修受講</li> <li>・農業または農業関連産業における実務経験2年 等</li> </ul> |
| コンサルタント会社   | 大手3社(東京1、茨城2)   | 大手1社(茨城)<br>中小数社(茨城、静岡等)  |
| コンサルタント料    | 40～55万円程度<br>※ 標準指導日数 5日間程度   | 25～30万円程度<br>※ 標準指導日数 5日間程度   |
| コンサルタントの要件  | 特になし<br>(民間コンサルタントが独自の評価員制度を運用)   | 日本GAP協会が定めるJGAP指導員、JGAP上級指導員の資格制度がある  |

## 5. 団体認証と個別認証の違い

### 団体認証

対象：複数の経営体により構成されたグループ



審査費用(50名の場合の1名当たり):2~11万円程度

※このほか別途審査員旅費やコンサルタント費用がかかる。

○団体認証の審査は全員ではなく抽出で行われる。抽出方法は構成員数の平方根の数字(小数点以下は切上げ。)で行う。このほか、団体事務局への審査も行われる。

例) 36名の場合  $\sqrt{36} = 6$ 名

10名の場合  $\sqrt{10} = 4$ 名

<審査費用の目安>

審査員料単価(10~55万円程度/日)×審査日数

審査日数の例:事務局審査2日程度+現地審査(抽出人数×日数)

<コンサルタント費用の目安>

コンサルタント料単価(5~10万程度/日)×指導日数

指導日数の例:事務局指導3日程度+個別指導(構成員数×2~3回程度)

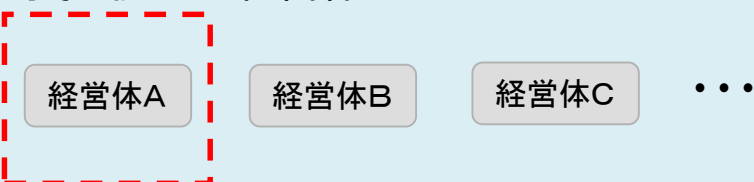
○効果

・個別認証で求められる取組の一部が団体の取組として共通化され、個々の負担が軽減。

・グループが大きくなるほど、個々の経営体の経費負担は縮小。

### 個別認証

対象：個々の経営体



審査費用:10~55万円程度

※このほか別途審査員旅費やコンサルタント費用がかかる。



# 6. GAPの取組事例

JGAP

JAおおいたGAP研究会

販路拡大を目指し、66人の生産者が集まって、3品目（かんきつ、みつば、いちご）で団体認証を取得！

### <特色>

- 導入時には文書等を使用せず目的や必要性を説明し、合意形成。実践段階で、分かりやすいマニュアルを使用し、生産者の負担を軽減。
- 団体認証によって、一人当たりの取得費用が低減。

### <効果>

- 販路開拓にもつながり、収益が向上
- 農作業事故が減少



農家向け管理マニュアル

GLOBALG.A.P.

静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所

輸出の推進に向けて、若手生産者を中心に取り組み！

### <特色>

- 組合員のうち、まずは若手生産者を中心に、16名（全組合の約1割）から取得。現在20名に拡大。

### <効果>

- 新聞やテレビで何度も取り上げられ、イメージが向上
- タイ、マレーシア等へ輸出し、高値で取引



組合員が農場内の点検を実施

GLOBALG.A.P.

JAくるめサラダ菜部会

販路拡大を目指し、団体認証を取得！ 現在、輸出も検討中！

### <特色>

- 13人の生産者が集まり、販路拡大、オリパラ東京大会を見据え、認証取得。輸出も検討中。
- ICTを活用した生産管理システムの導入
- 団体認証によって、一人当たりの取得費用が低減

### <効果>

- 経営主及び雇用者の安全意識の向上にもつながる



GLOBALG. A. P. の審査

JGAP

(有)ユニオンファーム(茨城県)

法人経営の改善に向けてGAPを導入。販路の拡大にもつながる。

### <特色>

- 様々な取引先に販路を開拓
- GLOBALG.A.P.(過去)、JGAPのほか有機JAS認証も取得

### <効果>

- 納入先からの異物混入等のクレームが減少
- 従業員の責任意識が向上
- 従業員の時間外労働の縮減にもつながる



病害虫の被害を受けた野菜の特徴を写真で共有し、作業者に注意喚起

(参考)

# Global Food Safety Initiative (GFSI) の概要

## 設立の背景

- ◆ 食品事故の多発
- ◆ 原料の調達・加工・生産のグローバル化
- ◆ 監査コストの増大
- ◆ 認証の仕組みの乱立

食品安全のグローバル規格の必要性を共有

### 2000年5月 GFSI発足

グローバルな食品事業者(世界70カ国、約400社)が加入するTCGF(The Consumer Goods Forum)の下部組織。日本企業は75社が加入。

## ビジョン、ミッション、目的

### ビジョン

すべての消費者に安全な食品を

### ミッション

世界中の**消費者の信頼**を得るため、食品安全での継続的改善を推し進める

### 目的

- ・食品安全リスクの低減
- ・コストの最適化
- ・能力開発・力量向上
- ・知識の交流ネットワークキング

## ボードメンバー(20名)

### Chair

・カーギル Mike Robach氏

### Vice-Chairs

・アホールド Anita Scholete op Reimer氏

・ウェグマンズ Gillian Kelleher氏

### Member

- コカコーラ ● ネスレ ● カルフル
- モンデリーズ ● マクトナルド
- ウォルマート ● タイソン
- 中糧集团有限公司
- テスコ ● イオン ● ダノン
- ドール ● アマゾン ● オーシャン
- メトロ ● コストコ
- 新希望六和股份有限公司

## 食品安全認証スキームの承認

GFSI



承認基準

承認

承認基準の適合性を審査

### 1. 組織への要求事項

- (1) 食品安全マネジメント
- (2) 適正製造規範(GMP)
- (3) HACCP

### 2. 認証の仕組みへの要求事項

(認証の信頼性を高める仕組み)

食品安全マネジメントシステム間で等価性を図り、収束させることにより、食品安全リスクを軽減するとともに、コストを最適化する。

### 1. と2. の両方を承認

※ 括弧内は本部のある場所

GRMS (デンマーク)

Global Aquaculture Alliance (米)

FSSC22000 (蘭)

BRC (英)

PrimusGFS (米)

SQF (米)

CANADAGAP (加)

### 1. のみ承認

IFS (独)

GLOBALGAP (独)

China HACCP (中)

(政府規格技術的同等性承認)

※赤枠は青果物の認証スキームが承認されているもの

# 規格・認証等戦略に関する提言

平成29年5月19日  
農林・食料戦略調査会  
農 林 部 会  
農林水産業骨太方針実行PT

農林水産業骨太方針実行 PT は、農政新時代を切り拓くために、我が国の農業の競争力強化のための基盤として、規格・認証・知財について戦略的に進めていく必要があることを認識し、農業者の視点に立ちつつ、規格・認証等をどう活用していくか、そのための環境整備や普及をどのように進めていくかを検討するため、「規格・認証等戦略検討チーム」を立ち上げ、鋭意議論を行ってきた。

農林水産業・食品産業については、政治、行政、生産現場含め全ての関係者が、国内市場を念頭においた思考から、世界市場も視野に入れて考えるという意識改革をしていく必要がある。こうした問題意識から、今般、規格・認証等に係る基本的な考え方と目標・具体的施策（別紙含む）を整理し、日本再興戦略や平成30年度予算への反映など今後の対策の実行について提言する。

なお、本 PT では、今後、本提言の実施状況を確認しつつ、引き続き現場への対応を実施していく中で、さらなる課題等を把握し、検討を行っていくこととする。

## I 規格・認証・知財活用についての基本的考え方

日本の農産物・食品は、「安全・安心」と言うが、国内外での競争が激しくなる中で、それが取引先や消費者に根拠をもって信頼される状況ではなくなっている。また、今後輸出等を拡大するには、国際市場での日本の競争力の強化が必須である。このため、食品安全や環境保全など「見えない価値」を「見える化」し、フードチェーン全体で食の安全・持続可能性等が確保され、消費者の信頼を得ていく仕組みに変えていかなくてはならない。これが、ひいては農業者の所得向上につながる。

そのためには、食品安全等について国際的に通用する水準で GAP や HACCP が実践され、また、品質や技術の高さ等の付加価値を「見える化」する JAS を含め、様々な価値を根拠をもって伝えるための認証を、農業者等が戦略的に活用できる環境を整備しておく必要がある。さらに、地理的表示 (GI) のように、国際的な知的財産保護の枠組みを活用したブランド化も重要である。

特に、GAP を高い水準で実践していくことは、農業者の経営力の向上につながり、我が国農業の生産力強化に向けた生産現場の改革の有効な手段となる。

3年後には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）が行われる。これは、我が国の食のすばらしさを世界に発信していくまたとない機会である。東京大会への対応を契機として、農業者に適正な生産工程管理についての意識をさらに高めてもらい、取組水準の向上と規格・認証・知財の活用環境の整備を集中的に行い、これらの成果を10年20年先を見据えた遺産としていく。

上記の基本的考え方の下、GAP、HACCP、JAS、GI の活用を進めていくため、現在から東京大会までを第1期、東京大会後2030年までを第2期としてそれぞれ目標を立て、特に第1期を集中取組期間として、具体的な施策を実施すべきである。

## II 目標と具体的施策

### 1. GAP（農業生産工程管理）

- 第1期の目標を、「生産現場が変わる」こととし、第2期の目標を、「我が国の生産現場で国際水準に達する GAP の取組が浸透する」こととする。  
〔 GAP はしばしば「とる」と表現されるが、GAP は取組を指す言葉であり、「GAP をする」と「GAP 認証をとる」の意味は明確に異なる。この目標は、「GAP をする」の目標である。 〕
- 上記を達成するために、まず、国際水準の GAP の指導體制を第1期の早い時期に構築するとともに、農業高校、農業大学校等教育機関における GAP 教育を促進するほか、流通・小売を含めフードチェーンを通じた価値の共有を図る。
- GAP 認証については、平成31年度末までに国内で現状の3倍以上の認証取得を目指す。これにより、東京大会に必要な食材量を余裕を持って十分に供給できるための農産物等の出荷量も確保できる。
- その際、GAP 認証については、国際水準である JGAP または GLOBAL G.A.P. を推奨する。この2つのどちらを選択するかは、海外を含めた取引先の要求や取り組みやすさ等を勘案し、農業者が選択を行う。
- 日本発の規格である JGAP について、国際的な標準化過程（ルールメイキング）への参画を目指すため、できるだけ早期の GFSI<sup>※</sup> 承認に向けて官民挙げてあらゆる努力を行う。併せて、アジアで主流の認証の仕組みとなるよう取り組む。  
※ GFSI（Global Food Safety Initiative：世界食品安全イニシアティブ）とは、食品安全の向上と監査コストの適正化を目的とした民間事業者による国際的な組織。
- なお、都道府県等が独自に GAP を策定していることで生産現場が混乱する恐れがあることから、東京大会までに、農林水産省ガイドラインへの準拠を働きかけ、統一化していく。  
東京大会後は、農林水産省ガイドラインを国際水準に改訂する。  
（結果として、独自の GAP は発展的に解消される。）
- 東京大会調達基準で推奨される有機農業（有機 JAS 含む）、農福連携、農業遺産についても併せて推進する。

### 2. HACCP（食品安全管理）

- HACCP は、衛生管理の向上を目的に、義務化を進める。それを前提に、第1期の目標を、「製造・流通等の現場が変わる」こととし、第2期には、全ての食品製造等事業者が、HACCP の考え方に基づく衛生管理を実施している状態が継続していることを目指す。
- 上記を達成するために、厚生労働省と農林水産省がよく連携して対策を進める。特に、第1期では、関連業界における手引書作成や研修等への支援を集中的に行う。

- HACCP を含む食品安全管理の認証については、国内で認証が取得しやすい環境の整備と国際的な標準化過程（ルールメイキング）への参画を推進するため、日本発の食品安全管理の認証の仕組み（JFS：一般財団法人食品安全マネジメント協会が策定した認証の仕組み）の充実、国内外での認知と認証の拡大、国際対応ができる人材の育成とその体制整備を進める。第1期は、JFS についてできるだけ早期の GFSI 承認に向けて官民挙げてあらゆる努力を行うとともに、認証の拡大と人材育成体制の構築を支援する。第2期では、JFS が国内で主流の認証の仕組みとなるとともに、国際的な標準化過程に実際に参画することを目標に進めていく。
- 都道府県、業界団体等が独自に HACCP 認証の仕組みを提供していることで、HACCP で実施する事項の解釈を中心に現場が混乱することがあったが、HACCP の義務化で法令等で一定の基準が提示されるので、この内容に統一していくよう働きかける。  
さらに、認証の仕組みについては、JFS の活用を働きかける。  
(結果として、独自の HACCP 認証は発展的に解消される。)

### 3. JAS 制度（日本農林規格）

- JAS 制度については、今国会に提出している JAS 法改正により、規格が策定できる対象が大幅に拡大することから、第1期は、国際化を見据え、我が国の強みのアピールにつながる JAS 規格を 20 規格以上新設し、取引において活用する。第2期は、海外で認知度・影響力が高まり、輸出拡大に寄与することを目指す。
- 上記を達成するために、事業者のニーズを反映し、強みのアピールにつながる規格を順次制定する。その際、規格策定や国際化対応が戦略的に行えるよう農林水産省、JAS 調査会及び認証機関の認定等の役割を担う独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の機能・役割を強化するとともに、規格策定や国際化対応を担える人材を育成・確保する。

### 4. 地理的表示（GI）

- 我が国のそれぞれの地域ならではの高品質な製品について、模倣品の排除などの知財保護により、国内外でブランド価値を確立していくため、地理的表示（GI）制度の国内外への普及と、海外でも保護されるよう諸外国との相互保護実現に向けた交渉を進める。
- 第1期は、各都道府県 1 産品以上の登録、第2期は、登録数の増加により GI 産品が一般消費者の選択肢となる状態を目指すとともに、海外での保護を促進し、海外での認知度が高まり、輸出拡大に寄与することを目指す。

以上



## &lt;第1期、第2期の目標&gt;

|              | 第1期 2017～2020年<br>(東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで)  | 第2期 2021～2030年   |
|--------------|---|--|
| GAP<br>をする   | <p>[目標]〈生産現場が変わる〉</p> <p>[KPI]・平成30年度中に、各県内のGAP指導体制における指導員数が全国で1,000人以上育成確保</p> <p>・都道府県等のGAPは、オリパラ調達基準を満たす農林水産省ガイドライン準拠に統一</p>   | <p>[目標]〈国際標準に達する取組が浸透〉</p> <p>・ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施</p> <p>・農林水産省ガイドラインを国際水準レベルに改訂し推進</p> <p>都道府県等のGAPは発展的解消</p>   |
|              | <p>GAP認証をとる</p> <p>[目標]東京オリンピック・パラリンピック競技大会に必要な食材量を余裕を持って十分に供給できるGAP認証取得農産物等の出荷量確保</p> <p>[KPI]・平成31年度末までに現状の3倍以上の認証取得</p> <p>・日本発GAP認証の仕組みが国際承認を得る(GLOBALG.A.P.と同等の扱い)</p>   | <p>[目標]〈フードチェーンが変わる〉</p> <p>・日本発GAP認証がアジアで主流の認証の仕組み(デファクトスタンダード)となる</p>  |
| HACCP<br>をする | <p>[目標]〈製造・流通等の現場が変わる〉</p> <p>・HACCP義務化の猶予期間終了までに食品関係事業者のHACCP対応を終了</p> <p>[KPI] ほぼ全ての関連業界において手引書が作成される</p>   | <p>[目標]全ての食品製造事業者がHACCPの考え方に基づく衛生管理を実施している状態が継続</p>  |
|              | <p>HACCP認証をとる</p> <p>[目標]JFS(日本発の食品安全管理規格)認証が国内のHACCP認証として国内外で認知、認証拡大</p> <p>食品安全管理について国際対応ができる人材を確保</p> <p>[KPI]・JFSが国際承認を得る</p> <p>・食品安全管理の国際的な標準化過程(ルールメイキング)に参画できる人材の育成体制の構築</p> <p>・自治体等HACCPは、HACCPの義務化によりその内容に統一</p> | <p>[目標]JFSが国内で主流となる。海外で認知度が高まり、輸出拡大へ寄与。</p> <p>・JFSが国内で主流の認証の仕組み(デファクトスタンダード)となる</p> <p>・日本の食品企業が食品安全管理の国際的な標準化過程(ルールメイキング)に参画</p> <p>・自治体等HACCPは発展的解消。認証はJFSを活用</p> |
| JAS<br>制度    | <p>[目標]国際化を見据えて規格を制定し、取引において活用</p> <p>[KPI]我が国の強みのアピールにつながるJAS規格を20規格以上新設する</p>   | <p>[目標]海外で認知度・影響力が高まり、輸出拡大に寄与</p> <p>個々のJAS規格の事情に応じた国際化</p> <p>・JAS規格が海外に普及・浸透(デファクトスタンダード)、ISO等の国際規格化等</p>  |
| GI           | <p>[目標]GI制度の普及、海外での保護</p> <p>[KPI]各都道府県1産品以上の登録</p>   | <p>[目標]日本のGI産品が世界市場でも保護され流通する</p> <p>・登録数の増加によりGI産品が一般消費者の選択肢となる</p> <p>・海外での保護を通じた海外での認知度向上(輸出拡大に寄与)</p>  |

## 第1期の施策

|                |   |
|----------------|---|
| GAP<br>をする     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産現場への周知徹底<br/>GAPは「農業者」の経営改善上、必要不可欠な取組との共通認識。<br/>都道府県等のGAPは、オリパラ調達基準を満たす農林水産省ガイドライン準拠に統一。<br/>→将来的に、国際水準のGAPに向けて発展的解消。</li> <li>・農林水産省関連事業等において優先採択等を検討。</li> <li>・各県内で高い水準で指導できる人材の育成確保を図り、GAP指導体制を構築。</li> <li>・全国農作業安全確認運動、農薬危害防止運動等の関連運動と連携強化。</li> <li>・農業教育機関におけるGAP教育を促進。実習を含むGAP教育の拡充へ向け次期高等学校学習指導要領の改訂を検討。</li> <li>・オリパラ調達で推奨される有機農業、農福連携、農業遺産も一体的に推進。</li> </ul> |
| GAP<br>認証をとる   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・価値を共有する流通業者等を結集し、オールジャパンでの協力体制を構築。</li> <li>・地方における審査員の育成確保の促進、団体認証の推進により、審査コスト削減と認証体制強化を図る。</li> <li>・優良事例表彰によるメリット周知とともに認証取得支援を検討。<br/>(なお、認証取得は販売戦略、取引先要請等に基づき農業経営者が判断することが基本。)</li> <li>・日本発GAP認証の仕組みの国際承認による国際規格化を官民連携して推進。平成30年3月の東京でのGFSI世界会議を成功させ、30年末～31年はじめの承認を目指す。</li> <li>・日本発GAP認証のアジアでの認知向上を図る。</li> </ul>   |
| HACCP<br>をする   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HACCP義務化に向けて、手引書作成支援、研修・指導者育成等の支援を実施。</li> <li>・自治体に、HACCPの義務化に向け、HACCPの内容の統一化を働きかける。</li> </ul>  |
| HACCP<br>認証をとる | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体・業界団体等に、HACCPの推進として、JFS認証を使用することを働きかける。自治体独自のブランド認証は「HACCP」認証ではなく、独自のHACCP認証は発展的に解消。</li> <li>・日本発の食品安全管理規格・認証の仕組み(JFS)が国際的に通用するよう、国際承認による国際規格化を官民連携して推進。平成30年3月の東京でのGFSI世界会議を成功させ、30年末～31年はじめの承認を目指す。</li> <li>・JFSの認証体制の強化と活用の推進。</li> <li>・国内食品業界で、食品安全管理の国際的な標準化過程(ルールメイキング)に参画できる人材育成のための研修、教育機関との連携等の体制を構築。</li> </ul>   |
| JAS<br>制度      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今国会に提出しているJAS法改正により、規格が策定できる対象を大幅に拡大。事業者のニーズを反映し、強みのアピールにつながる規格を順次定めていく。</li> <li>・規格策定・国際化対応が戦略的に行われるよう、農林水産省、JAS調査会及びFAMICの機能・役割を強化。</li> <li>・規格作成、国際化対応を担える人材の継続的な確保に向け、規格についての普及・啓発、官民における人材育成を実施。</li> </ul>  |
| GI             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地域のみならず、流通段階まで広く、地理的表示等の知的財産制度についての理解を深める。</li> <li>・GI登録産品について模倣品の排除などの知財保護により、国内外でのブランド価値確立を図る。</li> <li>・GIの登録推進を図るとともに、諸外国との相互保護実現に向けた具体的な交渉を進める。</li> </ul>  |

## 用語集

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | GAP (ギャップ)<br>(Good Agricultural Practice)<br>農業生産工程管理                            | 農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための、生産工程管理の取組。<br>「GAP をする」ことにより、適正な農業経営管理が確立し、従業員の責任感・自主性の向上や生産・販売計画の立てやすさ、資材の不良在庫の削減等を実現できる。                                      |
|   | GAP 認証  | GAP を正しく実施されていることが第三者の審査により確認された証明。「GAP 認証をとる」ことにより、取引上選択されやすくなり、消費者の安心にもつながる。  |
| 2 | JGAP (ジェイギャップ)  | 一般財団法人日本 GAP 協会が策定した日本発の GAP 認証。審査に合格すれば、自らの産品に JGAP 認証マークを記載することができる。平成 28(2016)年から JGAP Advance、JGAP Basic の運用開始。   |
| 3 | GLOBALG.A.P.<br>(グローバルギャップ)   | ドイツの有限会社 Food PLUS GmbH が策定した GAP 認証。主に欧州で普及している。青果物に関して GFSI 承認を受けている。   |
| 4 | HACCP (ハサップ)<br>( Hazard Analysis and<br>Critical Control Point )<br>危害要因分析・重要管理点 | コーデックス委員会が「食品衛生の一般原則」の付属文書で規定している衛生管理等のための手法。原材料の受入れから製品の出荷までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を予測：HA (危害要因の分析) した上で、危害の防止につながる特に重要な工程：CCP (重要管理点) を継続的に監視・記録する工程管理システム。 |
|   | HACCP 認証  | HACCP を含む食品安全管理を実施していることが第三者の審査により確認された証明。  |
| 5 | コーデックス委員会<br>( Codex<br>Alimentarius<br>Commission )                              | 消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、昭和 38 (1963) 年に国連食糧農業機関 (FAO) 及び世界保健機関 (WHO) により設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っている。我が国は昭和 41 (1966) 年から加盟。                                |



|   |  |  |
|---|--|--|
| 6 | <p>JFS (ジェイエフエス)</p> <p>( Japan Food Safety Standards )</p>                          | <p>一般財団法人食品安全マネジメント協会 (JFSM : Japan Food Safety Management Association 平成 28 年 1 月設立) が策定し、運営する食品安全管理規格及び認証の仕組み。規格には、マネジメントシステム、HACCP 及び一般衛生管理を含む。従って、JFS の認証は HACCP 認証の一つ。</p>  |
| 7 | <p>GFSI (ジーエフエスアイ)</p> <p>( Global Food Safety Initiative )</p> <p>世界食品安全イニシアティブ</p> | <p>2000 年に、グローバルに展開する小売業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織。The Consumer Goods Forum(TCGF: 世界 70 カ国、約 400 社のメーカー、小売業者、食品製造業者、サービス・プロバイダー等による国際的な組織)の下部組織。</p> <p>食品安全リスクの低減とコストの最適化を目指し、一定の基準に適合する食品安全認証スキームの承認や食品企業の能力向上等の取組を行っている。GFSI の承認を受けた規格・認証スキームは、事実上国際的に通用するものとなる。</p> |
| 8 | <p>JAS 制度</p> <p>( JAS (ジャス) : Japanese Agricultural Standard )</p> <p>日本農林規格</p>    | <p>農林水産分野において公的規格を定め、適正な認証等を確保するための枠組。個々の JAS 規格は、農林水産大臣が個別に制定。事業者は、農林水産大臣の登録を受けた第三者機関の認証を受ければ自らの産品に JAS マークを貼付するなど、規格適合性を表示できる。</p>   |
| 9 | <p>GI (ジーアイ)</p> <p>(Geographical Indication)</p> <p>地理的表示</p>                       | <p>地理的表示 (GI) 制度は、それぞれの地域ならではの特徴的な産品の名称を知的財産として国で登録して保護する制度。国際的に広く認知された制度で、地理的表示の保護制度を有する国は世界で 100 か国を超えている。</p>   |

国際水準GAP認証取得に向けた推進について

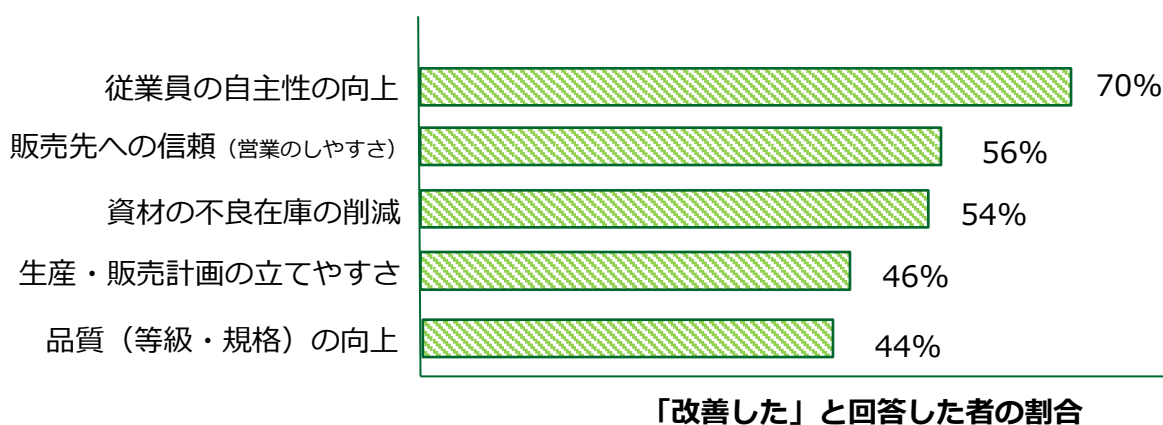
| 目的と目標   | 実現のために行うこと   |
|---|--|
| <p><b>1 「GAPをする」の拡大</b></p> <p>○ GAPは「農業者」が「農業経営者」になるための持続的な経営ツールとして必要不可欠な取組であることを農業者全員が共通認識すべき。</p> <p><b>&lt;目標&gt;</b><br/>平成29年度中に、GAP研修参加農業者8割以上が、GAPの正しい理解をしていること</p> <p>○ その上で、いつでも「認証取得」が求められても対応できるように国際水準GAPレベルを達成しておくことが重要。</p> <p>○ さらに、国際水準GAPレベルを達成するには、都道府県段階で高い水準で指導できる人材の育成確保と各種関連運動との連携強化が不可欠。</p> <p><b>&lt;目標&gt;</b><br/>平成30年度中に、各県内のGAP指導体制における指導員数が全国で1,000人以上育成確保されていること</p> <p>○ また、農業高校、農業大学校等教育機関におけるGAP教育は農業人材の育成のみならず地域へのGAP普及にも極めて有効。</p> <p><b>&lt;目標&gt;</b><br/>・平成31年度からほぼすべての農業大学校でGAPをカリキュラム化<br/>・平成30年度から農業高校の年間指導計画に位置付け、GAPに関する学習を推進</p> <p>○ なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会はGAP普及拡大の契機との認識から、調達基準を満たす食材供給、推奨される有機農業、農福連携、農業遺産との連携も一体的に推進。</p> | <p><b>実現のために行うこと</b></p> <p><b>&lt;生産現場への周知徹底&gt;</b><br/>29年春 パンフ配布(30万部)<br/>都道府県・JAグループ合同推進大会開催<br/>29年夏～秋 全国キャラバン<br/>認定農業者等認知度調査(1回目)公表<br/>→8割に満たない都道府県へ重点的働きかけ<br/>29年度末 認定農業者等認知度調査(2回目)公表</p> <p><b>&lt;省事業等の優先採択等の検討&gt;</b><br/>29年夏 国際水準GAPレベルでの「する」を達成するため、農林水産省関連事業等において優先採択等を要求</p> <p><b>&lt;GAP指導体制の構築&gt;</b><br/>29年夏 コンサルできる指導員リスト公表<br/>国際水準GAP手引書公表<br/>都道府県別指導体制状況とりまとめ公表<br/>→不足県には指導員研修受講の重点的働きかけ</p> <p><b>&lt;関連運動との連携強化&gt;</b><br/>全国農作業安全確認運動、農薬危害防止運動等との連携強化により国際水準での労働安全、食品安全、環境保全等の理解度を向上</p> <p><b>&lt;農業教育機関におけるGAP教育の促進&gt;</b><br/>29年春 文部科学省と合同でGAP教育推進依頼通知<br/>協同農業普及事業ガイドラインの一部改正<br/>(農大の研修教育充実としてGAP明確化)</p> <p><b>&lt;オリパラ調達基準への対応&gt;</b><br/>国が推進するのは「国際水準GAP」レベルの「する」であることを強調。調達基準に定められたガイドライン準拠・都道府県確認GAPについては、オリパラ後に推奨されるものではないことを周知。(都道府県・JAグループ合同推進大会を活用)また、ガイドラインは平成32年度以降、国際水準GAPレベルに改訂。(都道府県等のGAPは発展的解消。)</p> |
| <p><b>2 「GAP認証をとる」の飛躍的拡大</b></p> <p><b>&lt;目標&gt;</b><br/>平成31年度末までに現状の3倍以上の認証取得</p> <p>○ 「GAP認証をとる」は、自らの販売・経営戦略、取引先の要請等に基づき経営者が判断することを前提として、その拡大を推進することが基本。</p> <p>○ まず、認証取得の拡大のために必要な審査員数の増大とともに、審査コスト削減のため地方における審査員の育成確保が必要。</p> <p>○ 農業者の認証拡大等に向けた気運醸成、協力体制の構築のため、GAP認証の価値を共有する流通・小売、加工・外食業者等を結集することが有効。<br/>また、消費者、流通加工業者の認証取得農産物の購買意欲等を調査し、調査結果を施策に反映することが効果的。</p> <p>○ さらに、認証取得のメリット、効果等を周知する観点から、優良事例表彰が有効。</p> <p>○ こうした環境整備の下、GAP認証取得に対する支援策を検討。</p>  | <p><b>&lt;認証体制強化&gt;</b><br/>29年春～ 都道府県の普及指導員OB等に対する審査員研修受講の働きかけ</p> <p><b>&lt;オールジャパン体制の構築&gt;</b><br/>29年秋～ GAP認証拡大パートナー会(仮称)を発足</p> <p>29年秋 消費者・流通加工業者等モニター意識・意向調査の実施</p> <p><b>&lt;認証取得支援&gt;</b><br/>29年冬～ GAP関係団体の協力の下、優良事例表彰式開催</p>   |
| <p><b>3 輸出促進、海外展開に向けたGAP認証の活用</b></p> <p>○ 日本発GAP認証(JGAP Advance)の仕組みについて、早期にGFSI承認を取得できるよう、官民が連携・協力し、対応。</p> <p>○ また、日本発GAP認証がアジアで主流の仕組み(デファクトスタンダード)になるよう、アジア諸国へアピール。</p>   | <p><b>&lt;国際承認による国際規格化への支援&gt;</b><br/>29年春 JGAP AdvanceのGFSI新基準への適合調整<br/>その後GFSI新基準での運用開始(実績の積み上げ)<br/>→承認申請可能な時期の確定→承認申請<br/>30年3月 GFSI世界会議(東京開催)<br/>30年末～31年はじめの承認を目指す</p> <p><b>&lt;輸出促進に向けたアジアでの認知向上&gt;</b><br/>29年夏 日本GAP協会が海外でJGAP認証に関するセミナー等を実施</p>   |

**GAPとは、農産物（食品）の安全を確保し、よりよい農業生産を実現する取組！**

- 農産物の生産で最も重要なことは、食品としての安全を確保することです。
- 生産者のみなさんは、**生産物の安全**を確保するための生産履歴の記帳を中心に、**環境の保全**、**労働の安全**を確保するための点検などを日頃より行っていることと思います。
- GAPとは、これらの取組状況を記録簿や掲示物によって確認・表示しながら、**農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業生産を実現する取組**です。

**GAPを実施すると、経営の改善に効果があります！！**

**G A P 実施による経営改善効果**



出典：「GAP導入による経営改善効果に関するアンケート調査結果」(H25.1 (独)農業・食品産業技術総合研究機構)を基に農林水産省生産局農業環境対策課で作成

＜コラム＞ 高校生もG A Pに取り組んでいます！

青森県立五所川原農林高校では、これからの農業にはGAPが必要だと考え、校内にGAPチームを結成。

放課後や土日に話し合いを重ね、わずか4ヶ月でGAP認証を取得。 (写真) 五所川原農林高校



日本では、約4,500の生産者のみなさんがG A P認証を取得しています！ (H29.3現在)

# (1) GAPに取り組みましょう！！

## まずは農業生産のレベルアップ！！

## GAPをする

### ステップ1：基本の整理整頓から！

みなさんがこれまでも取り組んできた整理整頓や、生産履歴の記帳が基本です。



写真提供：(一財)日本GAP協会



### ステップ2：チェック項目に従って、農場内を点検！

いつもやっていることですが、問題点を見つけたら改善していきましょう。

#### 食品安全

<日頃の取組>

異物混入の防止、  
農薬の適正使用と保管



包装資材のそばに灯油など汚染の  
原因となるものを置かない

ほかにも  
来訪者への衛生指示

など

#### 環境保全

<日頃の取組>

適切な施肥、土壌浸食の防止、  
廃棄物の適正処理・利用



農薬空容器などは分別して処分

ほかにも  
水の使用量把握と節水対策

など

#### 労働安全

<日頃の取組>

機械・設備の点検・整備、  
作業安全用の保護具の着用



危険箇所の掲示をする

ほかにも  
事故防止の作業手順書作成

など

#### 人権保護

家族経営協定の締結、  
技能実習生の作業条件遵守

など

#### 農場経営管理

責任者の配置、教育訓練の実施、  
内部点検の実施

など

#### その他

商品回収テストの実施、  
資材仕入先の評価

など

GAPに取り組むときには、専門家の指導を受けることが効果的です。民間のコンサルタント会社もありますが、営農指導員や普及指導員の中でGAPの指導ができる方もいます。普及指導センターや農協にも相談してみましょう。

- ※ 普及指導員や営農指導員から指導が受けられれば、コンサルタント費用が削減できます。
- ※ 農協等では、営農指導員などが指導者研修を受講し、推進体制を整備することが有効です。



## (2) GAP 認証を取りましょう！！

認証が必要になったら次のステップへ！！

### GAP 認証をとる

- ・取引先からの要求に応じたい
- ・東京オリンピック・パラリンピックに出したい
- ・輸出したい

認証を  
取りましょう！！

#### ステップ3：準備完了、いざ審査！

- ・審査会社に申込み。(相談はお早めに)
- ・審査員に取組を評価してもらいます。→指摘があれば改善！



#### ステップ4：ついに認証取得！！

- ・引き続き、より良い農業生産に向けて改善していきましょう！
- ※ 認証取得までに標準で半年～1年程度かかります。
- ※ 認証の有効期間は通常1年間です。
- ※ 認証を取得する場合は一定の費用がかかります。



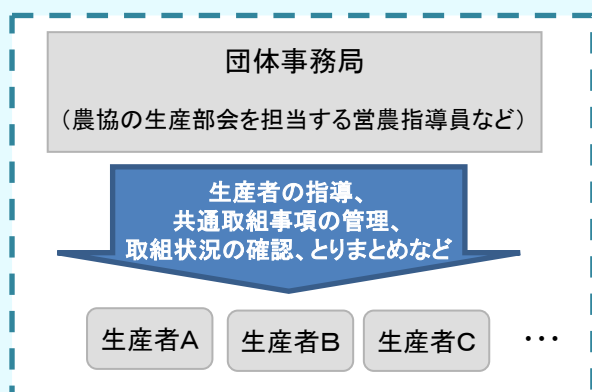
## GAP 認証の取得で販売先を拡大！！

取引先の要望をよく聞いて、必要な認証を取得しましょう。

|                         | JGAP                     | GLOBALG.A.P.       |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|
| オリンピック・パラリンピックの調達基準での要請 | ○                        | ○                  |
| 国内販売先の取得要請              | △<br>(一部の大手スーパーなど)       | △<br>(一部の大手スーパーなど) |
| 海外マーケットの現状              | △<br>(台湾、香港、東南アジアで普及推進中) | △<br>(特にヨーロッパで普及)  |

## 団体認証に取組むことで個々の生産者の負担を軽減！！

複数の生産者が集まってグループを構成し、認証取得を目指しましょう！



#### <団体認証の効果>

- 個別認証で求められる取組の一部が団体の取組として共通化され、個々の生産者の皆さんの負担が軽減されます！
- グループが大きくなるほど、個々の生産者の皆さんの費用負担は軽減します！

※審査費用(例)

| 個人          | 団体<br>(50名の場合：1名あたり) |
|-------------|----------------------|
| 10万円～55万円程度 | 2万円～11万円程度           |

# 取ってよかったGAP認証！！ ～先行事例～

## JA おおいたGAP研究会（大分県）

JGAP

販路拡大を目指し、66人の生産者が集まって、3品目（かんきつ、みつば、いちご）で団体認証を取得！

### <特色>

- 導入時には文書等を使用せず目的や必要性を説明し、合意形成実践段階で分かりやすいマニュアルを使用し、生産者の負担軽減
- 団体認証によって、一人当たりの取得費用が低減

### <効果>

- 販路拡大につながり、収益が向上
- 農作業事故が減少



農家向け管理マニュアル

## JA くるめサラダ菜部会（福岡県）

GLOBALG.A.P.

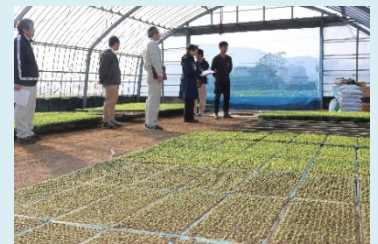
販路拡大を目指し、団体認証を取得！ 現在、輸出も検討中！

### <特色>

- 13人の生産者が集まり、販路拡大やオリパラ東京大会を見据え、認証取得。輸出も検討中。
- ICTを活用した生産管理システムの導入
- 団体認証によって、一人当たりの取得費用が低減

### <効果>

- 経営主及び雇用者の安全意識の向上にもつながる



GLOBALG.A.P. の審査

## 静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所（静岡県）

GLOBALG.A.P.

輸出の推進に向けて、若手生産者を中心に団体認証を取得！

### <特色>

- 組合員のうち、まずは若手生産者を中心に、16名（全組合員の約1割）から取得。現在20名に拡大。

### <効果>

- 新聞やテレビで何度も取り上げられ、イメージが向上
- タイ、マレーシアへ輸出し、高値で取引



組合員が農場内の点検を実施

## (有) ユニオンファーム（茨城県）

JGAP

法人経営の改善に向けてGAP認証を取得！販路の拡大にもつながる。

### <特色>

- 様々な取引先に販路を開拓  
JGAPのほか有機JAS認証も取得

### <効果>

- 納入先からの異物混入等のクレームが減少
- 従業員の責任意識が向上
- 従業員の時間外労働の縮減にもつながる



病害虫の被害を受けた野菜の特徴を写真で共有し、従業員に注意喚起

このパンフレットやGAPについてのお問い合わせ

農林水産省 生産局 農業環境対策課（GAP推進グループ）

HPはこちら ▶▶ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

電話番号 ▶▶ 03-6744-7188

## 認証GAPの取組内容（例）

- JGAP や GLOBALG.A.P.では、食品安全や環境保全、労働安全、人権、農場経営管理等に関するチェック項目があります。
- 日頃、皆さんがおこなっている取組に加えて、以下のようなチェック項目に取り組んで、GAP認証を目指しましょう。
- 皆さんの取組の状況について、自己点検をしてみましょう。

### ① 食品安全に関する項目

|   | 取組内容(例)  | チェック                     |
|---|--|--------------------------|
| 1 | 照明器具の破損による異物混入を防ぐため、例えば、蛍光灯にカバーをつけるなど、破損時の飛散防止対策をしている。         | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 農薬散布に使用した防除服を着たまま、収穫作業はおこなわず、必ず着替える。防除服は着用後にほかの服とは分けて洗浄する。     | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 収穫や調製時において、農産物と接触する可能性のある機械の稼動部には、食品安全上問題のない潤滑油を使用するなどの対策を講ずる。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 作業場所で飲食をする場合は、飲食後に清掃し、又は必要に応じて殺菌をして農産物の衛生に影響がないようにする。          | <input type="checkbox"/> |

### ② 環境保全に関する項目

|   | 取組内容(例)  | チェック                     |
|---|--|--------------------------|
| 1 | 農産物の洗浄後の廃水は、残さを網などで除去した上で排水する。                         | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 農場に有機物を投入する場合は、同じ地域内で発生した有機物を優先的に使用し、地域内の資源循環を考慮する。    | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 電気や重油、灯油等のエネルギー使用量を把握し、温室効果ガスである二酸化炭素の発生抑制と省エネルギーに努める。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 水の使用量に関する行政や地域での取決めなどに従って節水に努める。                       | <input type="checkbox"/> |

### ③ 労働安全に関する項目

|   | 取組内容(例)  | チェック                     |
|---|--|--------------------------|
| 1 | ほ場や道路、施設全体の危険な箇所や危険な作業の点検を年1回以上行う。                         | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 圃場や倉庫などにおける作業上の危険な場所には、事故やケガを防止するために、注意喚起の表示をするなどの対策をおこなう。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 機械や設備、車両などのリストを整理し、適期に点検や整備、清掃を行い、その記録を保存する。               | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 事故発生時のケガに備えて、清潔な水や救急箱がすぐに使えるようになっている。                      | <input type="checkbox"/> |

### ④ 人権に関する項目

|   | 取組内容(例)  | チェック                     |
|---|--|--------------------------|
| 1 | 労働者を雇用している場合、休憩時間や作業場の照明の明るさ、有給休暇の取得やメンタルヘルスなどについて、年1回以上話し合いをし、記録する。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 同じ条件での仕事については、国籍や性別などで賃金に差を設けない。                                     | <input type="checkbox"/> |

### ⑤ 農場経営管理に関する項目

|   | 取組内容(例)                                     | チェック                     |
|---|---|--------------------------|
| 1 | 農場や資材管理、労務管理等の各部門の責任者がわかる組織図をつくり、担当者を明確にする。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 作業者が適切な管理を実施できるよう、教育訓練を行い、その内容を記録する。        | <input type="checkbox"/> |

### ⑥ その他

|   | 取組内容(例)                           | チェック                     |
|---|-----------------------------------|--------------------------|
| 1 | 苦情や異常が発生した場合を想定し、商品回収のテストを行う。     | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 種苗や資材を購入する際には、購入元業者の信頼性の確認を行っている。 | <input type="checkbox"/> |





# 持続可能性に配慮した農産物の調達基準(概要)

## 《農産物》

### <要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすことを示す方法)

- ア **JGAP Advance**、  
**GLOBAL G.A.P.**、  
組織委員会が認める認証  
スキーム
- イ **「農業生産工程管理(GAP)の  
共通基盤に関するガイドライン」**  
に準拠したGAPに基づき生  
産され、都道府県等公的機関  
による第三者の確認

### <要件を満たした上で推奨される事項>

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わっ  
て生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機  
関や各国政府により認定された伝統的な農  
業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

### <国産を優先的に選択>

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な  
機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本  
基準を満たすものを、可能な限り  
優先的に調達

**サプライヤー(ケータリング事業者等)**

# 持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

## 《畜産物》

### <要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすことを示す方法)

ア JGAP、  
GLOBALG.A.P.、  
組織委員会が認める認証  
スキーム

イ 「GAP取得チャレンジシ  
テム」に則って生産され、  
第三者による確認

### <要件を満たした上で推奨される事項>

・有機畜産により生産された畜産物

・エコフィードを用いて生産された畜産物

・農場HACCPの下で生産された畜産物

・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

・障がい者が主体的に携わっ  
て生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

### <国産を優先的に選択>

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

# オリンピック・パラリンピック競技大会における飲食提供

## 飲食の提供場所と主な提供対象

オリンピック・パラリンピックのために設定されたセキュリティラインの内側が組織委員会が管理する飲食サービスの対象となる。

- 各競技会場  
⇒選手及び選手団、各競技連盟、VIP、観客、スタッフ
- 選手村  
⇒選手及び選手団
- メインメディアセンター  
⇒各国メディア
- ホスピタリティセンター  
⇒スポンサー、スポンサーゲスト、IOC 等

### (参考) 過去大会での飲食の提供食数

- 大会全体で約1,500万食以上
- 選手村では約200万食  
\* 選手村のピーク時には30分で1万食

(大会後に関係者から聞き取り：ロンドン大会)

## 提供メニュー

- 選手に対する栄養面での配慮
- 食品の安全衛生面での配慮
- 提供する食品の主要成分（アレルギー）等を英語、仏語、開催国語にて表示
- 開催国の伝統料理に限らず、西欧料理、アジア料理、アフリカ料理等のメニューの提供
- 様々な宗教的慣習、食習慣への対応が必要。  
：イスラム教（ハラール）、ユダヤ教（コーシャ）、ビーガン（ベジタリアン）等
- 食材調達にあたっては、持続可能性への配慮やドーピングコントロールに対する影響の考慮等が必要。
- 飲食の提供は、食材の調達を含みケータリング事業者が行う。

### (参考) 過去大会での提供メニュー

- 以下の6つのゾーンでメニューを提供
  - ① ブラジル料理      ② ワールドフレイバー
  - ③ アジア・インド    ④ ハラール
  - ⑤ ピザ・パスタ      ⑥ サラダ・デザート
- ※ 全区分について、8日間のローテーションで多様なメニューを提供
- 持続可能性に配慮した食材調達基準を設定  
(リオ大会)

# 飲食提供に係る基本戦略とは

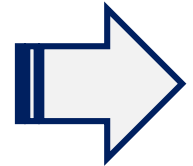
- 大会における飲食提供に関する基本的な考え方を示す文書であり、情報発信や関係者のエンゲージメントのツールとなる文書である。
- ロンドン大会で初めて策定・公表（大会30か月前）され、  
リオ大会でも策定・公表（大会22か月前）  
※各大会ともに、外部の有識者の意見を聞きながら策定
- 主な記載内容（過去大会での記載内容）  
下記の事項について、基本的な考え方を記載する
  - ①ビジョン
  - ②運営方針（食品の安全衛生など）
  - ③食事の提供内容  
提供対象者、提供する場所、メニュー（地域性や宗教的側面などを含む）
  - ④持続可能性への配慮  
環境管理（輸送、廃棄含む）  
調達コードに基づく食材活用（開催国・地域の食材の活用含む）
  - ⑤関係者の特定（スポンサー、事業者、行政機関など）

# 飲食提供基本戦略の主な検討テーマ及び検討体制

- 基本戦略の策定に当たっては、検討会議を開催し、飲食提供に係る重要なテーマごとに検討。
- テーマは過去大会における飲食提供に係る配慮事項や東京2020大会ビジョンを踏まえて設定。
- GAP等の認証を位置付けた調達コード（検討中）に基づく国産食材の活用、日本食の提供についても検討。
- 検討会議のメンバーは、検討テーマに応じた各分野の外部有識者で構成する予定。

## 5つのテーマ

- 食品の安全衛生
- 選手の栄養管理
- 環境への配慮
- 多様性と調和
- 食文化等情報発信  
エンゲージメント

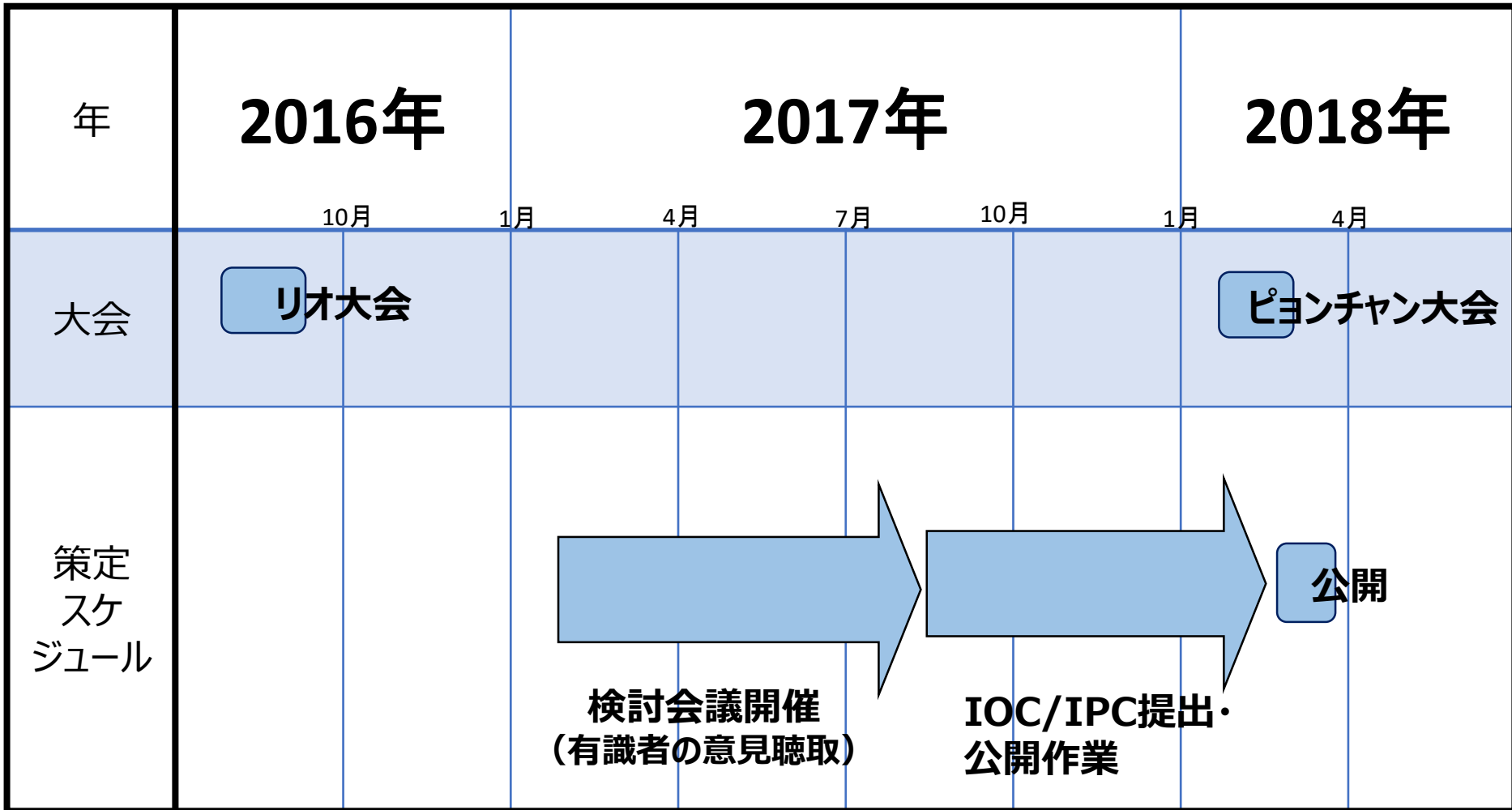


## 検討体制

|                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| 選手の視点            | オリンピック・パラリンピアン                      |
| 事業者の視点           | 飲食提供事業者団体                           |
| 文化の視点            | 食文化・多文化共生学識経験者                      |
| スポーツ栄養<br>専門家の視点 | スポーツ栄養関係団体                          |
|                  | オリンピック・パラリンピック大会<br>における選手サポート経験事業者 |
| 開催国・開催都市<br>の視点  | 関係省庁<br>東京都                         |
| 事務局              | 大会準備運営第一局                           |

※検討会議は公開とする。

# 飲食提供基本戦略の策定スケジュール（予定）





# 有機農業の推進に関する法律、基本方針について

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」(有機農業推進法)が平成18年12月に成立。
- 同法に基づき、農林水産省では新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」(基本方針)を平成26年4月に公表。

## 第二条 定義

この法律において、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

## 第三条 基本理念(概要)

- ①有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事できるように推進。
- ②有機農業は、消費者の需要に即した取組であることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産・流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるように推進。
- ③有機農業は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら推進。
- ④有機農業は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、推進。

国 (基本方針)

都道府県(推進計画)

(第七条) 都道府県は基本方針に即し、推進計画を定めるよう努める。

## 新たな有機農業の推進に関する基本的な方針

平成26(2014)年度からおおむね5年間を対象として、有機農業の推進に関する基本的な考え方、目標、推進施策等を定めたもの。

## 有機農業の普及及び推進の目標(おおむね30年度)

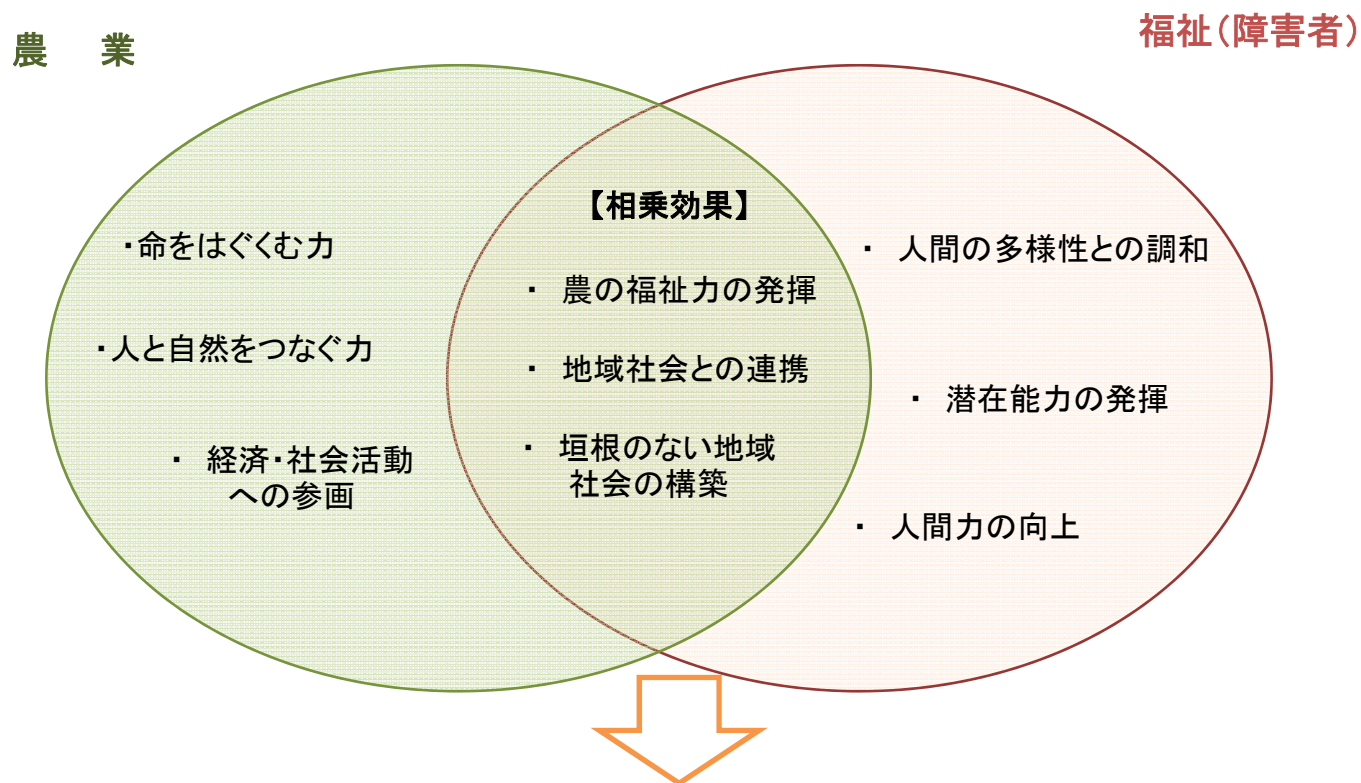
- ① 我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増(1%)
- ② 有機農業の技術体系の確立
- ③ 有機農業の普及指導体制の整備(全都道府県)
- ④ 有機農業に対する消費者の理解の増進  
(有機農業の取組内容を知る消費者の割合が50%以上)
- ⑤ 有機農業に関する推進体制の整備  
(全都道府県と50%以上の市町村)



# 「農業」と「福祉(障害者)」の連携

- 農業においては、障害者の特性に応じた作業が可能であること、癒やしの場であること、地域とのつながりが生まれるといった効果があることから、障害者の活躍の場として、福祉施設が農業活動に取り組む事例が増加。
- 福祉(障害者)においては、農業活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果等が評価。
- 農業と福祉が連携し、それぞれが持つ特性が活かされ、相乗効果が発揮されることにより、地域共生社会の実現を図ることにつながる。

## ○ 農業と福祉(障害者)の連携(イメージ)



多様な人々を包摂する社会の構築

# 世界農業遺産と日本農業遺産

- 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった重要な農林水産業システムを認定する仕組み。

|                      | 世界農業遺産<br>(正式名称: Globally Important Agricultural Heritage Systems(GIAHS))                     | 日本農業遺産   |
|----------------------|---|--|
| 認定の対象                | <u>世界において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域</u>   | <u>世界及び日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域</u>  |
| 認定基準<br>及び<br>選考の考え方 | 1. <u>世界的重要性(①～⑤は必須)</u><br>①生計の保障、②生物多様性、③農法、<br>④文化、⑤土地利用<br>2. 歴史的<br>重要性<br>3. 現代的<br>重要性 | 1. <u>世界及び国内的重要性(①～⑤は必須、②、③を重視)</u><br>①生計の保障、②生物多様性、③農法、<br>④文化、⑤土地利用<br>2. 歴史的<br>重要性<br>3. 現代的<br>重要性<br>4. <u>日本独自の観点</u><br>①災害等に対する回復力、②多様な主体の参加、<br>③6次産業化の推進 |
| 認定する者                | 国連食糧農業機関(FAO)   | 農林水産大臣   |
| 審査する者                | FAOによる認定審査:世界農業遺産科学助言グループ<br>日本における承認審査:世界農業遺産等専門家会議(事務局農水省)                                  | 世界農業遺産等専門家会議(事務局農水省)   |
| 認定の状況                | 世界15カ国36地域が認定(日本では8地域が認定)   | 平成28年度から開始された制度<br>国内の8地域が初認定  |

# 世界農業遺産認定地域

世界15ヶ国36地域が認定(うち日本では8地域が認定)

| 国名   | 認定を受けたシステム(認定年)                    | 国名       | 認定を受けたシステム(認定年)                    |
|------|------------------------------------|----------|------------------------------------|
| ①日本  | 1.トキと共生する佐渡の里山(2011)               | ④中国(続き)  | 19.プーアルの伝統的茶農業(2012)               |
|      | 2.能登の里山里海(2011)                    |          | 20.会稽山の古代中国トレヤ(2013)               |
|      | 3.静岡の茶草場農法(2013)                   |          | 21.宣化のぶどう栽培の都市農業遺産(2013)           |
|      | 4.阿蘇の草原の維持と持続的農業(2013)             |          | 22.興化の嵩上げ畑農業システム(2014)             |
|      | 5.クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環(2013) |          | 23.佳県の伝統的中國ナツメ農園(2014)             |
|      | 6.清流長良川の鮎(2015)                    |          | 24.福州のジャスミン・茶栽培システム(2014)          |
|      | 7.みなべ・田辺の梅システム(2015)               | ⑤バングラデシュ | 15.フローティングガーデン農法(2015)             |
|      | 8.高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム(2015)    | ⑥フィリピン   | 26.イフガオの棚田(2011)                   |
| ②インド | 9.カシミールのサフラン農業(2011)               | ⑦イラン     | 27.カシャーンのカナート灌漑システム(2014)          |
|      | 10.コラプットの伝統農業(2012)                | ⑧UAE     | 28.アル・アイン及びリワの伝統的ナツメヤシ栽培システム(2015) |
|      | 11.海拔以下でのクッタナド農業システム(2013)         | ⑨アルジェリア  | 29.ゴートオアシスシステム(2011)               |
| ③韓国  | 12.青山島のグドウルジャン棚田灌漑管理システム(2014)     | ⑩ケニア     | 30.マサイの牧畜(2011)                    |
|      | 13.済州島の石垣農業システム(2014)              | ⑪タンザニア   | 31.マサイの牧畜(2011)                    |
| ④中国  | 14.青田の水田農業(2005)                   |          | 32.アグロフォレストリーシステム(2011)            |
|      | 15.ハニ族の棚田(2010)                    | ⑫チュニジア   | 33.ガフサのオアシスシステム(2011)              |
|      | 16.万年の伝統稲作(2010)                   | ⑬モロッコ    | 34.アトラス山脈のオアシスシステム(2011)           |
|      | 17.トン族の稲作・養魚・養鴨(2011)              | ⑭チリ      | 35.チロエ農業(2011)                     |
|      | 18.アオハンの乾燥地農業(2012)                | ⑮ペルー     | 36.アンデス農業(2011)                    |



# 国内の世界農業遺産認定地域の概要

2011年  
認定

## トキと共生する佐渡の里山 (新潟県佐渡市)



生きものを育む農法を島内の水田で実施し、トキをシンボルとした豊かな生態系を維持する里山と、生物多様性を保全する農業を展開。

## 能登の里山里海 (石川県能登地域)



急傾斜地に広がる棚田や潮風から家屋を守る間垣など独特の景観を有する。江戸時代から続く揚げ浜式製塩法や海女漁などを継承。

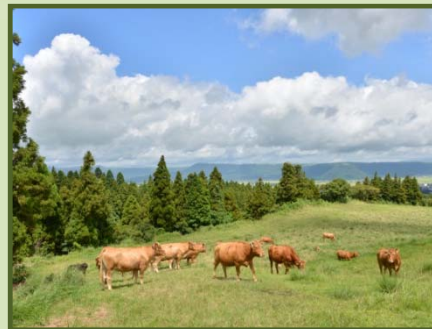
2013年  
認定

## 静岡の茶草場農法 (静岡県掛川周辺地域)



茶畑の周りの草地(茶草場)から草を刈り取り茶畑に敷く伝統的な茶草場農法を継承。草刈りにより維持されてきた草地には、希少な生物が多数生息。

## 阿蘇の草原の維持と持続的農業(熊本県阿蘇地域)



「野焼き」「放牧」「採草」により草原を人が管理することで日本最大級の草原を維持。景観が保持され数多くの希少な動植物が生息。

## クヌギ林とため池がつなぐ 国東半島・宇佐の農林水産循環 (大分県国東半島宇佐地域)



降水の少ない半島で、椎茸栽培に用いる原木用のクヌギ林により水源かん養し、ため池を連結させることで水を有効利用。

## 清流長良川の鮎 (岐阜県長良川上中流域)



水源林の育成や河川清掃などの人の管理により清流が保たれる「里川」であり、鵜飼漁や瀬張り網漁等の伝統漁法が継承。

2015年  
認定

## みなべ・田辺の梅システム (和歌山県みなべ・田辺地域)



養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、日本ミツバチを受粉に利用した梅栽培。

## 高千穂郷・椎葉山の 山間地農林業複合システム (宮崎県高千穂郷・椎葉山地域)



険しく平地が少ない山間地において、針葉樹による木材生産と広葉樹を活用したいけ栽培、和牛や茶の生産等を組み合わせた複合経営。

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する**相談・援助**等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布